進機構二本松病院

独立行政法人地域医療機能推

二本松市成田町一―五五三

所在地

名称

報

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 ○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件

○土地改良区の解散を認可した件 告

○福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 ○肥料の登録の有効期間を更新した件 福島県教育委員会

告 示

福島県告示第四十号

福

次の病院を平成三十年一月十七日救急病院として認定した。 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第 平成三十年一月二十六日 一条第 一項の規定により、

福島県知事 内 堀 雅

雄

認定有効期限

平成三三年一月一六日

(地域医療課

福島県告示第四十一号

くり課、 項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三 十年一月二十六日から同年二月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづ 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四 福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業

振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年一月二十六日

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事

内

堀

雅

雄

地震災復興土地区画整理事業地内(街区番号二符合一、二、三、 (仮称)イオンモールいわき小名浜 福島県いわき市いわき都市計画小名浜港背後 四 街区番号一符号

法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

(商業まちづくり課)

意見なし。

福島県告示第四十二号

した。 町土地改良区から申請のあった土地改良区の解散について、平成三十年一月十八日認可 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第六十七条第二項の規定により、

豊 豊 豊

平成三十年一月二十六日

福島県知事

内 堀 雅

(農村計画課) 雄

公 告

公告第十二号

登録の有効期間を次のとおり更新した。 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項の規定により、 肥料

平成三十年一月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

平成36年2月19日	東都江和本一京狛市泉町一	ロルダリ株社イススー式トントズ会	そのの側側の側側の側側ののののに、花光ののに、現りのとと	50.5	ビタカ ルシウ ム55	没した かりなり が見料	8 2 2
更巻した登録から の有数 数 数 要 関 関	住所	氏名又は名称	その他の規格	保証成分量 (%) アルカリ分	用料の 発	肥料の種類	登録番号 (福島県)

(農業総合センター) 目15 番19 号

福 島 県教· 育 委 員 会

福島県立学校の管理運営に関する規則の 平成三十年一月二十六日 一部を改正する規則をここに公布する。

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第一号

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

の一部を次のように改正する。 福島県立学校の管理運営に関する規則(昭和四十六年福島県教育委員会規則第九号)

びに」に改め、同項ただし書を次のように改める。 進路指導主事及び」を「及び進路指導主事(以下これらを「教務主任等」という。) 第四条の見出し中「教務主任等」の下に「及び図書主任」 一を加え、同条第一項中 並

任のうち全部又は一部を置かないことができる。 置くときは当該教務主任等を、その他特別の事情のあるときは教務主任等及び図書主 ただし、教務主任等のうちこれらのいずれかが担当する校務を整理する主幹教諭を

を置くときその他特別の事情」に改める。 第四条の四第一項中「特別の事情」を 「研修主任の担当する校務を整理する主幹教諭

項の次に次のように加える。 第十条の表中五の項を六の項とし、 二の項から四の項までを一項ずつ繰り下げ、 0)

福

島

副校長の専決事項

- 教育課程の編成に関する企画・ 指導要録の整理に関する措置
- 児童・生徒の出・欠席に関する措置
- 児童・生徒の学習指導、生徒指導及び進路指導に関する企画・ 児童・生徒の保健及び安全に関する企画・調整

調整

- 職員及び児童・生徒に係る統括
- その他校務に関する措置

十条中第二項を第三項とし、 第 一項の次に次の一項を加える。

2 決事項とする。 副校長を置く学校にあつては、 副校長及び教頭に共通する専決事項は、 副校長の専

> を加え、同条を第十条の三とし、 第十条の二中「校長」の下に「 第十条の三を第十条の四とする。 (副校長の代決)

第十条の二副校長は、 項については、この限りでない。 項に係るものを除く。)を代決することができる。 校長が不在のときは、その事務(第八条第二項各号に掲げる事 第十条の次に次の一条を加える。 (副校長を置く学校にあつては、 ただし、 重要又は異例に属する事 校長及び副校長)

この規則は、 平成三十年四月一日から施行する。

(高校教育課)

リサイクル適性®

再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,500円】

島 県 発行者 印刷所 福 株式会社 第 印 刷